

## G 7 広島サミット消防・救急体制整備費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 G 7 広島サミット消防・救急体制整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、消防・救急体制整備費補助金（主要国首脳会議）交付要綱（令和5年1月23日消防消第31号）、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、G 7 広島サミットにおける消防・救急体制の充実強化に資することを目的とする。

### (補助の対象)

第3条 この補助金は、広島県内の市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）と消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項に基づく応援協定を締結し、当該市町に消防職員等を派遣して、次項に掲げるG 7 広島サミットの円滑な実施のために必要な消防に関する活動（以下「応援活動」という。）を行った地方公共団体（以下「応援地方公共団体」という。）が当該応援活動に要した費用及び第3項に掲げる応援活動の円滑化のための活動（以下「受援活動」という。）を行った広島県内地方公共団体（以下「受援地方公共団体」という。）が当該受援活動に要した費用並びに第4項に掲げる応援地方公共団体及び受援地方公共団体が消防・救急体制の充実強化に必要な資機材の購入に要した費用に対して、補助金を予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の応援活動に要した費用とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 応援活動を行う消防職員等（以下「応援部隊」という。）の旅費に要した費用
- (2) 応援部隊の日当に要した費用
- (3) 応援部隊の宿泊費に要した費用
- (4) 応援部隊の時間外勤務手当に要した費用
- (5) 応援部隊の特殊勤務手当に要した費用
- (6) 応援部隊が使用する車両の輸送に要した費用
- (7) 応援部隊が使用する携帯無線機等の改造に要した費用
- (8) その他応援活動を行うために広島県知事（以下「知事」という。）が必要と認めた費用

3 第1項の受援活動に要した費用とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 応援部隊が使用する車両の輸送に要した費用
- (2) 応援部隊の待機用施設の整備、賃貸及び運営等に要した費用
- (3) 全国共通波を送受信するための無線基地局の整備に要した費用
- (4) 無線の到達範囲の調査に要した費用

(5) その他受援活動を行うために知事が必要と認めた費用

4 第1項の資機材の購入に要した費用とは別表1及び別表2に掲げる資機材の購入に要した費用をいう。

5 第1項に定める応援活動及び受援活動並びに資機材の購入について、以下「補助事業」という。

(補助率)

第4条 前条の補助金の補助率は、補助事業に要した経費の10分の10とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地方公共団体（以下「補助事業者」という。）は、様式第1の交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 交付申請書等に添付すべき書類は、別表3のとおりとする。

(交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、様式第2により、補助事業者に対して交付決定の通知をするものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に知事に申し出なければならない。

(契約)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争入札又は指名競争入札に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争入札又は指名競争入札に付すことが困難又は不適當である場合は、随意契約によることができる。

(変更承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ様式第3により申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第 4 により申請し、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が交付申請書に記載した完了予定の期日に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、様式第 5 により速やかに知事に報告して、その指示を求めるものとする。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、様式第 6 により速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内又は翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに様式第 7 により、知事に提出しなければならない。

2 実績報告書等に添付すべき書類は、別表 3 のとおりとする。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 知事は、前条の補助事業実績報告書の提出があった場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 9 条に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容)及びこれらに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者の様式第 8 により通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対し、その未納にかかる期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 補助金の全部又は一部について精算払又は概算払を受けようとするときは、様式第 10 による精算払交付請求書又は概算払交付請求書を提出すること。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 知事は次に掲げる場合には、第 6 条の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金の補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号については、知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、返還を命ずる補助金に年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 14 条第 3 項の規定の適用を準用する。

(財産の管理等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な使用を図らなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を広島県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、一件の取得金額又は効用の増加額が 50 万円未満のもの及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条に規定する耐用年数の期日までの期間を経過したものについては、この限りでない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金に係る経理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業

の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第 20 条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上額を明らかにする様式第 9 による調書を作成しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 7 日から施行する。